

マニフェスト等による輸入申告の利用の再開を認める旨の通知書

年 月 日

殿

税関長

下記のとおり、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）67—4—6の規定によるマニフェスト等による輸入申告の利用の再開を認めることとするので通知します。

記

1. マニフェスト等による輸入申告の利用の再開を認める通関業者の名称及び所在地
2. マニフェスト等による輸入申告の利用を認めないものとした年月日
3. マニフェスト等による輸入申告の利用の再開を認める年月日